

松山市有財産の売却に係る

入札説明書

(令和6年度第1回)

松山市理財部管財課

はじめに

○松山市では、紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するK S I オークションのインターネット
公有財産売却システムを利用して、次の市有財産を一般競争入札により売却します。

●売却物件一覧表（車両など）

区分 番号	物 件 名	年 式	走行距離/ 稼働時間	予定価格 (最低売却価 格)	入札保証金
6-1	小型動力ポンプ付積載車 1 (三菱 キャンター) MT 車	平成 12 年	7, 147km	¥10, 000	¥1, 000
6-2	小型動力ポンプ付軽積載車 1 (スバル サンバー) MT 車, 4WD	平成 11 年	4, 201km	¥10, 000	¥1, 000
6-3	塵芥収集車 (いすゞ エルフ) AT 車	平成 24 年	153, 093 km	¥100, 000	¥10, 000
6-4	3 トンダンプ (日野 レンジャー) MT 車, 4WD	平成 15 年	48, 827 km	¥50, 000	¥5, 000
6-5	軽トラック (スバル サンバー) MT 車, 4WD	平成 15 年	72, 771 km	¥10, 000	¥1, 000
6-6	小型乗用車 (マツダ ボンゴ) AT 車	平成 15 年	117, 909 km	¥10, 000	¥1, 000
6-7	ライトバン 1 (ニッサン AD バン) AT 車	平成 16 年	105, 133 km	¥10, 000	¥1, 000

6-8	【荷台破損】 2 トントラック (三菱 キャンター) MT 車	平成 8 年	47,015 km	¥10,000	¥1,000
6-9	トラクター	-	-	¥10,000	¥1,000
6-10	ホイールローダー (コマツ)	平成 7 年	10,788 km/ 4,633h	¥50,000	¥5,000
6-11	フォークリフト (コマツ)	平成 16 年	1,968h	¥50,000	¥5,000
6-12	軽ダンプ 1 (三菱 ミニキャブ) AT 車, 4WD	平成 21 年	139,857 km	¥30,000	¥3,000
6-13	【走行不能】 軽ダンプ 2 (三菱 ミニキャブ) AT 車, 4WD	平成 24 年	115,991 km	¥10,000	¥1,000
6-14	普通特種車 1 (トヨタ アルファード) AT 車	平成 19 年	65,711 km	¥20,000	¥2,000
6-15	小型動力ポンプ付軽積載車 2 (スズキ キャリィ) MT 車, 4WD	平成 13 年	4,680 km	¥10,000	¥1,000
6-16	小型動力ポンプ付軽積載車 3 (スズキ キャリィ) MT 車, 4WD	平成 13 年	6,592 km	¥10,000	¥1,000
6-17	小型動力ポンプ付積載車 2 (三菱 キャンター) MT 車	平成 14 年	6,790 km	¥10,000	¥1,000
6-18	普通特種車 2 (トヨタ アルファード) AT 車	平成 20 年	40,976 km	¥30,000	¥3,000
6-19	普通乗用車 (トヨタ クラウン) AT 車	平成 11 年	135,991 km	¥10,000	¥1,000
6-20	ライトバン 2 (ニッサン ADバン) AT 車	平成 16 年	106,990 km	¥10,000	¥1,000

●売却物件一覧表（物品）

区分 番号	物 件 名	メーカー	型式	予定価格 (最低売却 価格)	入札保証金
6-21	カメラレンズ	Nikon	ED AF NIKKOR 70-300mm 1:4- 5.6	¥500	¥50
6-22	カメラレンズ	ASAHI	smc PENTAX- 6X7 1:2.8 90mm	¥5,000	¥500
6-23	カメラレンズ	Nikon	Zoom-NIKKOR 35～70mm 1:3.5	¥500	¥50
6-24	カメラレンズ	Nikon	AF NIKKOR 28-85mm 1:3.5-4.5	¥500	¥50
6-25	カメラレンズ	Nikon	Zoom-NIKKOR 28～85mm 1:3.5～4.5	¥1,500	¥150
6-26	カメラレンズ	Nikon	Zoom-NIKKOR 35～70mm 1:3.5	¥500	¥50
6-27	カメラレンズ	Nikon	NIKKOR 35mm 1:1.4	¥5,000	¥500
6-28	カメラレンズ	Nikon	LENS SERIES E Zoom 36～72mm 1:3.5	¥500	¥50
6-29	カメラレンズ	Nikon	NIKKOR-N Auto 1:2 f=28mm	¥3,000	¥300
6-30	カメラレンズ	Nikon	NIKKOR 50mm 1:1.8	¥1,000	¥100
6-31	カメラレンズ	Nikon	NIKKOR-H Auto 1:4.5 f=300mm	¥500	¥50
6-32	カメラ+レンズ付き	Canon	EOS kiss III ULTRASONIC 28-80mm	¥500	¥50

6-33	カメラ+レンズ付き	ASAHI	PENTAX 6×7 SHIFT 1:4.5 75mm	¥5,000	¥500
6-34	カメラ+レンズ付き	Nikon	F3 NIKKOR 50mm 1:1.4	¥5,000	¥500
6-35	カメラ+レンズ付き	Nikon	FE NIKKOR 50mm 1:1.8	¥500	¥50
6-36	カメラ+レンズ+ロールフィルム ホルダー付き	Mamiya	RZ67 SEKOR Z f=110mm 1:2.8	¥5,000	¥500
6-37	双眼鏡	クリアー光学	20-100×70mm	¥3,000	¥300
6-38	カメラレンズ	Nikon	NIKKOR 35mm 1:2	¥1,000	¥100
6-39	カメラレンズ	Nikon	Zoom-NIKKOR ED 50～300mm 1:4.5	¥3,000	¥300
6-40	カメラレンズ	ASAHI	TAKUMAR 6×7 1:4/400	¥3,000	¥300
6-41	カメラレンズ	ASAHI	smc PENTAX 6×7 1:4 55mm	¥5,000	¥500
6-42	カメラレンズ	ASAHI	MARCO-TAKUMAR 6×7 1:4/135	¥500	¥50
6-43	カメラレンズ	ASAHI	TAKUMAR 6×7 1:2.4/105	¥5,000	¥500
6-44	カメラレンズ	Nikon	Micro-NIKKOR 55mm 1:2.8	¥500	¥50
6-45	カメラレンズ	Nikon	Micro-NIKKOR 55mm 1:2.8	¥500	¥50
6-46	ストロボ用バッテリーほか一式	SUNSTAR	STROBO Mini 1200 II ほか	¥5,000	¥500

6-47	三脚	Velbon	AEF-3	¥500	¥50
6-48	ストロボ	Nikon	SPEEDLIGHT SB-16	¥500	¥50
6-49	デジタル照度計	ミノルタ	T-1H	¥500	¥50
6-50	オーディオプレーヤー	SHARP	SD-FX200	¥500	¥50

○この一般競争入札は、入札者のうち、松山市があらかじめ定めた予定価格以上の最も高い金額で入札した方に売却するものです。

○松山市が物件の引渡しについて、直接物品を引取りに来られる方に入札参加者を限定した場合は、いかなる理由があっても変更することは出来ません。

○一般競争入札への参加を希望する方は、この「入札説明書」をお読みのうえ、参加してください。

1 入札参加申込者について

今回、出品する物品については、松山市が指定する引渡し場所に直接引き取りに来られる方に入札参加者を限定させていただきます。

2 入札参加申込みについて

(1) (2) 両方の申込手続が必要です。

(1) 参加仮申込み（インターネット）

入札に参加するためには、K S I 官公庁オークションのメニューに入り、公有財産売却システム上にて仮申込画面（各物件ページの右部にある「新規登録」）で会員識別番号を取得してください。

なお、法人で公有財産売却の参加仮申込みを行う場合は、法人代表者名でログインIDを取得する必要があります。その後、公有財産売却システム上にて仮申込画面（各物件ページの右上にある「マイページへ」）で定められた期間内に住所、氏名など入力することにより、参加仮申込みの登録を行ってください。（前提条件として、会員識別番号を、参加者本人の名前で取得する必要があります。会員識別番号とパスワードの管理は厳正に行ってください。）

○参加仮申込み受付期間

令和6年7月12日（金）午後1時から令和6年7月31日（水）午後2時まで

※上記期間を過ぎますと登録ができず、入札に参加できません。

(2) 参加本申込み（書類提出など）

(1) のとおり、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より参加仮申込みを行った後、松山市のホームページから必要書類を印刷し、必要事項を記入・押印のうえ、松山市理財部管財課に提出してください。

複数の物件を申込みされる場合は、必要書類を物件ごとに提出してください。

提出書類に不備があった場合、電子メール又は電話で受付番号を通知しますので、不備のあった書類を提出してください。その際に、封書の表面に区分番号と受付番号を明記してください。

なお、提出されたすべての書類は返却することはできません。

○参加本申込み受付期間

令和6年7月12日（金）午後1時から令和6年7月31日（水）午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

※郵送の場合は、申込締切日の消印有効、宅配便等の場合は、申込締切日までに発送したものを有効とします。

○提出書類

- | | |
|--|-----|
| 1. 受付確認表（松山市ホームページに掲載しています。） | 1 通 |
| 2. 公有財産売却一般競争入札参加申込書（松山市ホームページに掲載しています。） | 1 通 |
| 3. 印鑑登録証明書※（必ず添付してください。＊写し可） | 1 通 |
| 4. 商業登記簿謄本※（参加申込者が法人の場合のみ必要 ＊写し可） | 1 通 |
| 5. 委任状（様式1）（参加申込者が代理人を選任した場合のみ必要） | 1 通 |

※「印鑑登録証明書（写し可）」及び「商業登記簿謄本（写し可）」は、発行後3カ月以内のものが必要になります。

○提出先

〒790-8571

愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 松山市理財部管財課

【車両など】089-948-6753 車両管理担当

【物 品】089-948-6257 庁舎管理担当

(3) 入札保証金の納付

入札保証金は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付及び返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をS Bペイメントサービス株式会社へ委託しております。

法人で参加申込みを行う場合、法人代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

入札保証金の額が不足する場合は、入札が無効となりますので注意してください。

落札者は、売買契約締結後に入札保証金を契約保証金に充当する手続きを行ってください。

(4) 入札参加申し込み資格

申込みは、個人又は法人を問わず行うことができますが、次のいずれかに該当する方は、申込みできません。

1. 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項各号に該当する方
2. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号の規定に該当する方
3. 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員
4. 日本語を完全に理解できない方
5. 松山市が定めるガイドライン及びK S I 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方

6. 18歳未満の方。ただし、その親権者などが代理人として参加する場合は除きます。
7. 日本国内に住所、連絡先がいずれもない方。ただし、その代理人が日本国内に住所又は連絡先がある場合は除きます。
8. 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

3 見学会

- (1) 見学できる物件 ※見学希望者が少ない場合は、見学物件を限定させていただく場合があります。

【車両など】

- ① 車両17台 (6-1~8、6-12~20)
- ② トラクター (6-9)
- ③ ホイールローダー (6-10)
- ④ フォークリフト (6-11)

【物品】

- ⑤ カメラ等30台 (6-21~6-50)

- (2) 見学会の日時 ※見学希望者が少ない場合は、見学時間を指定させていただく場合があります。

【車両など】

- ① 令和6年7月19日 (金) 午後0時から午後2時まで
- ② 見学会は行いません。野外活動センターの敷地内に置いています。
- ③ 令和6年7月19日 (金) 午前10時から午後0時まで
- ④ 令和6年7月19日 (金) 午後1時から午後3時まで

【物品】

- ⑤ 令和6年7月17日 (水) 午後2時から午後4時まで
令和6年7月19日 (金) 午後2時から午後4時まで

- (3) 見学会の場所

【車両など】

- | | |
|---|----------------------------|
| ① <u>愛媛県松山市尾儀原乙205番地</u> | <u>松山市北条クリーンセンター (休止中)</u> |
| ② <u>愛媛県松山市菅沢町乙280番地</u> | <u>松山市野外活動センター</u> |
| ※松山市ホームページなどに設置場所のURLを掲載しますので参考にしてください。 | |
| ③ <u>愛媛県松山市市坪西町1000番地1</u> | <u>松山市南クリーンセンター</u> |
| ④ <u>愛媛県松山市中島大浦22番地</u> | <u>松山市中島リサイクルセンター</u> |

【物品】

- ⑤ 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 松山市役所5階本部会議室

- (4) 見学会申込み方法・申込み締切日時

電子メールによる予約が必要です。3(5)に記載のある、各担当のメールアドレス宛にご連絡ください。受付後、実施日の前日までに受付完了メールをお送りします。電子メールでの通知がない場合は、届いていない場合がございますので、電話にてご連絡をお願いします。

なお、予約されていない方は当日見学することはできません。また、来られる際の車両の登録番号を確認させていただく場合があります。

画像に掲載されている箇所以外にも汚れ、キズなどがありますので、見学会で確認したうえで入札に参加されることを推奨します。

見学会は天候などの影響により、中止又は延期する場合があります。

(申込み締切日時)

令和6年7月16日(火) 午後5時まで〈⑤※令和6年7月17日(水) 分〉

令和6年7月18日(木) 午後5時まで〈①③④、⑤※令和6年7月19日(金) 分〉

(5) **連絡先**

〒790-8571

愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 松山市理財部管財課

【車両など】 車両管理担当 電話番号 089-948-6753

メールアドレス: kanzai-syaryou@city.matsuyama.ehime.jp

【物 品】 庁舎管理担当 電話番号: 089-948-6257

メールアドレス: chousya@city.matsuyama.ehime.jp

4 入札及び開札

(1) **入札の日時**

令和6年8月13日(火) 午後1時から令和6年8月20日(火) 午後1時まで

※入札は1回しか行うことが出来ませんので、ご注意ください。

(2) **入札手続**

公有財産売却システム上で行います。

○入札に当たっての注意事項

公有財産売却システム上で公開している「誓約書」及び「松山市インターネット公有財産売却ガイドライン」を熟読し、同意のうえに入札に参加してください。

(3) **開札、落札者の決定**

○開札

開札は、入札期間終了後直ちに、公有財産売却システム上で行います。

○落札者の決定

入札期間終了後、松山市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の物件区分）ごとに、売却システム上の入札で、入札価格が予定価格（最低売却価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、入札終了後に最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で最高価申込者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者の会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

5 契約の締結

(1) 契約の決定

○落札者への通知

松山市は、落札後、落札者に対して売却が決定した通知を電子メール又は電話で行い、「契約の流れ」、「売買契約書（売却決定金額30万円以下の物品については請書）」、「依頼書（契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書）」及び「保管依頼書」を送付します。

(2) 契約の決定金額

○落札者との契約金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。決定金額は消費税及び地方消費税相当額を含みます。また、売却物件が車両の場合は、リサイクル料金も含みます。

(3) 契約の締結

○契約の締結期限

落札者は、送付書類の契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書及び保管依頼書を印刷し、必要事項を記入・押印のうえ、売買契約書2通（売却決定金額30万円以下の物品については請書1通）（落札者押印済み）を添付し、落札決定の通知を受けた日から10日以内に、松山市へ郵送又は持参してください。

複数の物件を落札された場合、物件ごとに前記書類を提出してください。

○提出書類

- | | |
|---|----|
| 1. 契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書 | 1通 |
| 2. 売買契約書
（売却決定金額30万円以下の物品については請書 1通） | 2通 |
| 3. 保管依頼書 | 1通 |

○費用の負担

契約の締結に関して必要な費用は、落札者の負担となります。

6 売払代金の支払い

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となり、原則として令和6年9月3日（火）午後2時半までに納付しなければなりません。なお、前記期限までに売払代金の納付がない場合、売買契約が解除となり、契約保証金が松山市に帰属することがあります。納付に必要な納付書は、上記4の売買契約書等が松山市に届き次第、送付します。

7 売買物件の引渡しと車両の所有者変更などについて

(1) 売買物件の引渡し

松山市が売払代金納付確認後、松山市が指定する場所で、受任者へ売買物件を引き渡します。

(2) 車両の所有者変更について

車両のみ、所有者変更の手続が必要な場合は、必要書類を落札者又は受任者へ引き渡します。落札者又は受任者は、松山市へ物件受領書（落札者押印済み）及び委任状（売買物件の引受けを委任した場合のみ必要）の提出、並びに身分証明書の掲示が必要です。

車両の所有者変更の手続が必要な場合は、必要書類の引渡後、手続を行い、引渡後30日以内に所有者変更済みの登録識別情報等通知書の写しや軽自動車検査証返納確認書などを松山市へ提出してください。

(3) **費用について**

この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は落札者の負担となります。

8 その他

- (1) 車両については、契約書を松山市へ提出した時点で、車両にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した車両の破損及び焼失など松山市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。
- (2) 物品については、契約書（売却決定金額30万円以下の物品については請書）を松山市へ提出した時点で、物品にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した物品の破損及び焼失など松山市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。
- (3) 売買物件の付属品及び車内のゴミの撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。
- (4) 危険負担が落札者に移転した後は、契約不適合責任免責としますので、売払代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。